

学位の種類 博士（法学）  
学位記番号 法博第140号  
学位授与年月日 令和2年4月15日  
学位論文題目：アメリカ保守主義の法思想史的位置  
論文審査委員(主査) 榊島 博志  
大内 孝

## 1 論文の概要

本論文は、澁谷知之氏（以下、候補者という）により、東北大学大学院法学研究科法政理論研究専攻における学位請求論文として提出されたものである。

本論文は、おもにアメリカにおける保守主義を研究対象とする。その際、保守主義の思想を、法、宗教、経済社会、軍事・外交といった要素に分解し、これら各要素の思想史的発展に解釈を加える、というアプローチをとっている。本論文で講じられる保守主義の代表的論者は、アメリカの保守主義に影響を与えた E.クック、B.マンデビル、D.ヒューム、E.バークといったイギリス道德哲学の泰斗をはじめとして、J.アダムズ、A.ハミルトンといった建国の父たち、N.スパイクマン、J.バーナムといった軍事・戦略思想家、R.カーク、F.v.ハイエク、A.ブルームといった現代保守主義の創設者たちに至るまで、多岐にわたる。これらの著者について論ずる際、本論文は、思想内容を編年的に叙述するのではなく、保守主義の類型論、宗教保守主義、レーガン政権期の現代保守主義という、候補者独自の考察軸を設定し、保守主義の各要素に法思想史的解釈を加える、という推論構成をとっている。

序章においては、本論文全体の構成が示されるほか、考察の端緒として、保守主義の概念規定が提示されている。そこでは、ことにアメリカにおける保守主義とは、個人の自発性と自由、人間性の回復や人間的価値の尊重、私権と分権制の擁護という要素からなる、一群の思想的立場と定義される。この意味で、保守主義という概念は、近代主義、産業社会はもとより、集権的権威主義、国家・民族主義などネオ・コンサバティブに対しても、対立的な概念として理解される。

第1章では、まず、保守主義をかたちづくるさまざまな要素のうち、消極的自由と法の支配の擁護という点に、保守主義の本質を同定している。すなわち、消極的自由とは、他者の介入・制約からの解放、および、個人の独立自律を目指し、三権分立制と分権制による権力の抑制をつうじて獲得される自由、として捉えられる。それゆえ、消極的自由は、フランス革命において発露された積極的自由と、革命権力の集中という政治動態に対して、対抗概念をなすものである。このような自由の理解は、I.バーリンによる消極的自由と積極的自由の峻別から出発するものであって、それゆえに、T.グリーンに見られるような、

両者を架橋しようとする試みは、消極的自由を危殆にさらすものとして、退けられる。

つぎに、消極的自由との関連において、F.v.ハイエクによる自生的秩序論が解明される。ハイエクにおいては、本来、強制のない状態としての自由から出発すれば、人為、理性、意思によることなく、市場、所有、家族などの法制度が、自生的に形成される、と捉えられている。それゆえに、自生的秩序こそ自由に適うものであり、他方、社会構成主義は、専制につながるものとして退けられる。

さらに、このようなハイエクの法思想が、中世慣習法における自由観念との類比において理解される。イングランドの中世封建秩序においては、マグナ・カルタに記されたとおり、国王であっても神と慣習法に服するものとされる。そしてまた、バロンの国王に対する反抗権も、慣習法秩序の擁護と国王の専制に対する自由の実現として、正当化される。このように、伝統的慣習法秩序の擁護という保守的態度こそ、近代立憲主義の礎をなすものであると、捉えることができる。E.パークの法理論に記されたとおり、国王にたいする市民的自由の承認は、財産が相続されるのと同様に、相続という法的形式をとって、社会全体で将来世代に受け継がれていった。

E.クック『英国法提要』の法思想史的意義は、中世のマグナ・カルタから、近代法における法の支配の理念を、架橋した点に存する。とりわけ、マグナ・カルタと近代的法の支配とのあいだには、連続性とともな断絶もあることが、E.クックによって明瞭に示された。すなわち、中世のマグナ・カルタが、慣習法と自由の保障を規定したものとどまる一方、近代的な法の支配は、自由保障を意味するのみならず、それがコモン・ローにおける私権の体系として、判例法の形で形成されたのである。コモン・ローにおける私権の体系とは、財産、所有、家族、身体、生命、名誉など、不法行為法による権利保護であり、コモン・ローによる私権の保護が同時に、近代的な自由保障の具体的内容を形成したのであった。

E.クックによるコモン・ローの法原理は、宗主国イギリスの議会主権に対抗して、アメリカ独立に正統性を賦与するための、思想的根拠を提供した。すなわち、議会制定法に対する慣習法の優位こそが、アメリカがイギリス議会に対抗して、みずからの自由を擁護するための、法的基礎となったのである。その哲学的根拠は、D.ヒュームの人間本性論に見いだされる。ヒュームによれば、人間の理性は、貪欲、自愛、虚栄といった情念の下僕であり、道徳を導くことはできない。それゆえ、道徳の基礎は、理性により形成されるのではなく、伝統的に形成され、共感に根ざした、慣習に依拠するほかない。B.マンデビルは、ヒュームの反理性主義を受け継ぎ、私悪公益論へと発展させた。すなわち、マンデビルによれば、貪欲という悪徳が、市場を通じて、貧者に仕事を与え、産業の発達をもたらす。

ヒュームやマンデビルの慣習論と比べれば、J.ロックの社会契約論は、社会構成的発想に親和的であり、保守主義とは相容れない性格を有している。

第2章は、本論文独自の観点から保守主義の分類を行ったうえで、従来の代表的な保守主義の理論を概観している。

保守主義は、消極的自由と法の支配を共通の基礎としつつ、田園的保守主義、産業的保守主義、芸術的保守主義の三種に区別される。田園的保守主義は、J.アダムズらに代表され、貴族の大土地所有制に立脚する反啓蒙思想である。産業的保守主義は、A.ハミルトンらに代表され、私有財産と企業擁護による経済成長志向型の反啓蒙思想である。この立場は、経済と産業を促進する一方で、州権や貴族的農園といった伝統的保守主義の要素が衰退することを、容認する。さいごに、芸術的保守主義は、R.カークに代表され、反近代、反物質文明の価値観を掲げ、それゆえ産業的保守主義の対極にある。

いずれの立場も、消極的自由と法の支配を信奉する点で、まず、王制とカトリック教皇権の復権を目指すド・メーストルらの集権的権威主義から区別される。つぎに、ハプスブルク帝国からの独立を目指した東欧の民族主義も、革命的 성격の点で保守主義から区別される。さいごに、現在のネオ・コンサバティズムも、中央政府による科学的政策と積極的世界戦略の遂行を主張する点において、伝統的保守主義の立場と異なっている。

保守主義にかんして、次の各論者による議論が注目される。H.セシルは、自然的保守主義が新奇を嫌い、習慣を好むのにたいし、政治的な近代的保守主義は、反革命を主眼としたものと捉えている。F.ハーンショーは、セシルの言う自然的保守主義は、トーリー党の信条と合致したものと捉えている。R.カークは、『保守主義の精神』において、道義、宗教、階級、財産、慣習、緩やかな変化こそ、保守主義の規範的要素と捉えている。またカークは、『アメリカ秩序の淵源』において、アメリカの歴史的起源を、古代ヘブライ、ギリシア、ローマの各文明、および、イングランド議会制とアメリカ合衆国憲法に求めている。K.v.クレンペル（クレンペラー）によれば、ファシズムと保守主義は、ロマン主義に淵源を持つ点で同じであるが、ファシズムが専制を随伴する点において、保守主義から区別される。英国のM.オークショットは、カークと異なり、政治的保守主義は新規性への選好と両立しうる、とする。さいごに、古典的著者のE.バークは、宗教、財産、階級、社会の有機的生成をもって、保守主義の本質的要素と捉えている。

第3章は、アメリカの保守主義の本質的要素として、プロテスタンティズムに焦点を当てる。まず、プロテスタンティズムの端緒を開いたルターによる宗教改革は、贖宥状にた

いする批判のみならず、救済と福音という宗教本来の教説が、主張の核心であった。そのうえで、宗教改革は、領邦教会制を取るドイツの福音主義と、信教の自由を徹底したフランス、オランダ、イギリスにおけるカルヴァン主義に分かたれる。ことにイングランドでは、アングリカン・チャーチを確立した一方で、ピューリタンが国教会制度から離脱することとなった。この個人の自由と分権制を志向するピューリタニズムが、保守主義に連なるものと捉えられる。

英国国教会から離脱したピューリタニズムのうち、とりわけバプティストは、成年時の自発的な洗礼を強調する点において、教会権威の否定と、信教の自由を徹底させた宗教運動である。この宗教的態度は、北米大陸植民地において、宗主国イングランドの権威からの入植者の自治と自由を観念するうえで、重要な役割を果たした。

社会学者 E.トレルチによる、古プロテスタンティズム・福音主義と、新プロテスタンティズム・洗礼主義の峻別が、注目に値する。トレルチによれば、近代的市民社会の確立にとって、新プロテスタンティズムの寄与が大きかった。なぜなら、領邦教会制を取る福音主義は、宗教と統治が一体であり、また集権的である点において、カトリックと相違ないからである。

宗教改革にかんする以上の分析により、アメリカにおける宗教保守主義を理解する重要な視座が獲得される。すなわち、カトリックであれ福音主義であれ、欧州の既存の宗派から排斥された新プロテスタンティズムが、17世紀に入り、信仰の自由を求めて植民地アメリカに入植していった。このことが、合衆国憲法1条における国教禁止規定に連なるものと、理解することができる。さらに、分権的な宗教制度から、世俗において、自由な結社間での自由競争と独占禁止が発展してきた、と見ることもできる。

第4章においては、アメリカ建国期以来の保守主義の発展に検討が加えられる。

合衆国憲法は、W.ブラックストーンによる権力分立と司法の独立、および、J.ロックによる天賦人権と社会契約、という二つの要素の複合体として捉えられる。後者の立場は Th. ジェファーソンに代表され、前者の保守主義を担ったのは A.ハミルトンや J.マディソンら『フェデラリスト』の執筆者たちである。とりわけ、独立戦争時には、平等と民主的政治参加というリベラルな要素が強調された一方で、憲法制定時には、法の支配への信奉と大衆民主主義への懐疑という保守主義的要素が強まったものと理解されうる。とりわけ、憲法の起草にあたった建国の父たちは、イギリスにおける貴族制とコモン・ローを範として、才能と財産による貴族制と、合衆国憲法による法の支配とを、目指したものと考えられる。

こうした背景において、南北戦争が、田園的保守主義を信奉する南部と、中央政府の多数派を擁する北部との間での、思想闘争として理解することができる。南北戦争以前に、南部農本主義者 J.カルフーンは、南部諸州・諸個人の権利を、合衆国内の少数者として、数的多数者を占める北部連邦政府の暴政から擁護すべき、と主張していた。この点においては、英国流の貴族制と、アメリカの黒人奴隷制とを峻別することが重要である。というのも、貴族制は歴史と文化をはぐくむ保守主義の土壌となるのにたいし、奴隷制は侮蔑と強制をはぐくみ普遍的価値を生み出すことはないからである。ところが、カルフーンの思想には、農業共同体への憧憬こそあれ、保守主義に見られるような普遍的倫理の提示の点で、欠けたところがある。

南北戦争以降は、W.サムナーに見られるように、保守主義において、財産権の擁護が、産業社会の発達と結び付けられた。それゆえ、サムナーの思想は、功利主義的自由放任論と、スペンサー的社会進化論の混交にすぎない。すなわち、保守主義の伝統から乖離し、新たな産業社会思想が台頭してきたのである。このような 19 世紀後半の思想的背景から、A.G.ベルや Th.エジソンら、自由競争の結果としての富の貴族たちが輩出されたのである。

20 世紀に入り、I.バビットの「新人文主義」が、産業社会における金権強欲と大衆文化からなる民主主義に対抗して、財産と教養からなる自然的貴族を擁護すべきことを主張した。第二次大戦後は、D.ドチャックに示されたとおり、南部福音派の白人層がカリフォルニアに移住し、南部人の思想宗教が全米に拡散することとなった。

第 5 章においては、R.レーガン政権のもとで復活したアメリカ保守主義の代表的著書として、A.ブルーム『アメリカン・マインドの終焉』が取り上げられる。ブルームは、L.シュトラウスのもとで古典哲学の研究をはじめた大学人である。このベストセラーのなかで、ブルームは、大学における経済・経営学の隆盛と、人文学の衰退を、批判的に考察している。ブルームの解するところでは、アメリカの哲学は、ドイツ哲学の相対主義とニヒリズムを継承しており、そのため、とりわけ大学において、寛容 (openness) の精神が、価値の多様性と相対性を強調するリベラリズムの土壌となっている。そして、リベラルな価値観への同調が強いられる結果、アメリカ的寛容 (openness) から、伝統的価値観たるアメリカン・マインドの終焉 (closing) が生じてしまった。こうして、若者たちの間で、女性運動、黒人運動などマイノリティの政治運動が起こるとともに、J.D.サリンジャーのような道徳の退廃、無関心、無気力が蔓延する。哲学的にも、J.ロールズが正義と善とを峻別すべきと説いたように、善の探求という人間の倫理性は、哲学者においても、もはや

危殆にさらされているのである。

アメリカに蔓延する相対主義は、ニーチェのニヒリズム、ウェーバーの価値相対主義、フロイトのディープ・エゴを起源とする。相対主義の精神的土壌のなかで、コミットメントに欠け、責任のない、自己中心的なアメリカ人が育まれる。

もっとも、ブルームによるリベラリズム批判には、次の限界も認められる。まず、ブルームの言うアメリカン・マインドは、アメリカの建国に与った WASP の思想哲学ではなく、プラトンに代表されるギリシア哲学以来ヨーロッパで育まれてきた伝統的価値観に限定されている。それゆえ、アメリカのリベラリズムが、いかにして、ブルームの言うアメリカン・マインドを瓦解させたのか、理論的探求に欠ける。そしてさいごに、ブルームによる批判は、ドイツ哲学における相対主義のアメリカ知識人への影響を指摘するにとどまり、アメリカ精神全体への広がりには欠けているものと見る事ができる。

第 6 章では、現代アメリカ保守主義を体現したレーガン政権の思想的背景について、考察が進められる。1980 年に発足したレーガン政権の思想史的意義は、次の点に同定される。すなわち、レーガン政権は、ニューディール政策から、大戦期統制経済を経て、戦後の福祉政策に至るまでの、大きな政府と決別し、国家集権主義から小さい政府への転換を図ったものと、捉えられる。これに先立ち、すでにハイエク『隷従への道』が、国家集権主義と政府の肥大化にたいする経済哲学的批判を展開したのであった。ハイエクからすれば、社会的正義を掲げた政策こそ、人為によって自生的秩序を歪める愚行にはかならない。ハイエク流の個人の自律と自生的秩序論は、レーガン政権による小さい政府と公教育における宗教活動を貫く、思想的支柱をなしているものと、解することもできる。

レーガン政権発足後の課題は、高インフレ、高金利、高失業率、財政赤字、国際収支赤字といった経済問題が中心であった。これにたいするレーガン政権の処方箋は、減税と政府予算の削減、および規制緩和であった。その理論的根拠は、政府から民間に金融資源を還流させ、民間企業による財の供給を活性化するという、サプライサイド経済学に求められた。また、財政支出の抑制により通貨供給量をコントロールし、成長なきインフレであるスタグフレーションに対処するという、マネタリストの理論も採用された。レーガン大統領自身は、慈善活動には運営費の損失が生じないのにたいし、社会福祉政策に政府機構が介在していることを、問題視していた。それゆえレーガン大統領は、社会福祉に税金をもちいるべきではなく、個人の自発性によって道徳的に相互扶助を実現すべきであると、考えていた。

こうしたレーガン政権の経済政策が支持されたのは、戦後のケインズ経済にもとづく所得再配分機能が破綻したからであった。とりわけ民主党ジョンソン政権下で、ベトナム戦争のために、軍事予算と福祉の肥大化が生じ、所得税率は最高 70%を超えた。しかも、増税は、貧困撲滅に何らの寄与もなしえなかった。これを継いだ共和党ニクソン政権は、財政赤字によるドルの信任低下から、金ドル兌換停止を余儀なくされた。これにより、固定相場制が崩壊し、ドルの暴落とインフレを招いた。ニクソン政権は、物価統制でインフレに 대응しようとした。しかし物価統制の結果、かえって供給不足が生じ、経済停滞に陥った。民主党カーター政権下でも、インフレが伸長した。インフレは、名目所得の上昇を招き、中間層が、高税率区分に算入されたため、実質的には、増税と同じ効果をもたらした。こうしてカリフォルニア州において、納税者の反乱と呼ばれる市民運動が起こったのであった。

レーガン政権は、経済の立て直しのために、サプライサイド、すなわち民間の生産活動の活性化を中心においた。その経済政策を支えたのは、M.フリードマン、A.グリーンSPANらサプライサイドの経済学者であった。しかも、累進課税による所得上位者の労働意欲の喪失が、低所得者の失業につながることに、レーガン大統領自身、自ら高所得層の俳優として実感していた。こうした理論と実践の両面から、レーガン政権の減税策は裏付けられた。勤労意欲を向上させ、同時に投資を促進するために、所得税率の最高が 70%から 50%へ、キャピタルゲイン課税が 49%から 28%へ、それぞれ引き下げられた。これにより財の供給が増大し、金融引締策とあわせて、インフレ率が、1981-82 年の間で、14.5%から 4%へと落ち着いた。財政赤字についても、GDP と民間支出の増大により、政府支出の割合は低下した。このように、小さな政府を軸とするレーガン政権の経済政策とともに、1930 年代以降つづいてきたニューディール政策が終焉をむかえた。

レーガン政権の保守主義としての特徴は、外交政策にも認めることができる。すなわち、レーガン政権の外交政策の柱は、生命の尊重という正義観である。この観点から、MAD 相互確証破壊政策から SDI 戦略防衛構想への転換が図られる。つまり、相互確証破壊は、核戦争におけるアメリカ国民の犠牲を前提として構想されている点で、倫理的に疑問視された。これに代わって、SDI は、国民の生命の安全を軸に構想されている。具体的には、宇宙にレーザー兵器を配備することで、ソ連によるミサイル攻撃から、アメリカ国土を防御することを、内容としている。この防衛戦略が、ソ連封じ込めという包括的外交政策の中核となった。

ソ連封じ込め政策は、思想史的に見れば、A.マハンにはじまり、イギリスの H.マッキン

ダーから、アメリカの N.スパイクマンに受け継がれ、J.バーナムによって展開された。マッキンダーは、ユーラシアの中核にあるロシアが、海軍による侵攻を阻止できる点で、英国の脅威になることを指摘した。スパイクマンは、新世界アメリカが、大西洋と太平洋を隔てて、旧世界であるユーラシア大陸に包囲されていると捉えた。スパイクマンは、この認識に立って、アメリカが、英国を含む西ヨーロッパ、および、日本を含む東北アジアと同盟関係を結ぶべきであり、このことにより、ユーラシアの中核国家であるロシアからの脅威を防ぐことができる、と論じた。さらにスパイクマンは、バルト三国、東欧のソ連による支配からの解放、ウクライナ、ウズベキスタンなどの独立を主張した。バーナムの外交論は、マッキンダーやスパイクマンによるソ連包囲論を受け継いだものである。もっとも、バーナムは、スパイクマンのユーラシア理解と異なり、アメリカを拡大されたヨーロッパの一部と捉えている。すなわち、アメリカこそが、宗教、哲学、価値を共有する西欧文明の指導的地位に断つものと位置づける点において、バーナムの外交官は、保守主義の思想に資する。バーナムは、このような観点に立って、NATO の設立を、アメリカ外交の伝統的孤立主義からの転換と評価している。また同時に、東欧とバルト三国のソ連支配下への編入と、スエズ動乱からのイギリス・フランスの撤退をもって、西洋文明の敗退として受け止めている。ソ連封じ込め政策としては、G.ケナンのものが有名である。ケナンは、ソ連の外交戦略が積極的攻撃に出るものではなく、ソ連が脆弱性を抱えているゆえに、アメリカは、軍事より政治・外交をもって、長期的にソ連を封じ込めるべきである、と論じた。これにたいし、バーナムは、ケナンがバルト三国やウクライナなどのソ連従属を容認する点で、ケナンの封じ込め政策を批判した。レーガン政権による対ソ積極策は、東欧圏の民族独立を促すという点において、ケナンの外交方針から離反しており、ネオ・コンサバティビズムの戦略を取り入れたと見ることもできるが、むしろ、保守主義の観点からは、バーナムの構想に接近したものとも見ることができる。

第 7 章では、本論文の結論として、現在の保守主義にたいする候補者自身の評価が開陳されている。まず、現代のアメリカ社会においては、個人の自発性と分権制という保守主義の基盤は、もはや失われている。国家の肥大化・集権化とあわせて、産業化と都市化が、伝統的な人間の紐帯を脆弱化させている。また、西部開拓のフロンティアの消滅とともに、個人主義から産業社会の拝金主義が生まれてきた。こうした状況のなかで、候補者自身の提唱する現代の保守主義とは、道徳的存在としての個人に担われた、田園的保守主義の理念である。すなわち、保守主義は、政治や統治の理念としてではなく、道徳的に社会の紐



帯を回復し、国家を統合するという点にこそ、現代的意義を獲得できる。具体的には、集権化した国家が、必然的に、官僚機構による社会設計を推進するが、これに対し、個人が、教養と自発性を備えた道徳的存在として、政府からの自由とコミュニティの連帯を擁護すべきである。現実社会においても実際に、教養ある活発な個人が、「ティーパーティー」のような草の根の大衆運動や、自発的な宗教活動を展開している。こうした自由な個人の連帯に情熱を吹き込んでいるのが、道徳理念としての保守主義なのである。そして、レーガン政権が、こうした保守主義の理念を代表していたものと見ることができる。

## 2 本論文の評価

### 2-1 新たに得られた知見

本論文は、現代アメリカにおける保守主義を理解するうえでの、多角的かつ包括的視座を提示している点に、特徴がある。従来の保守主義の思想研究が、ややもすると個々の著者の思想分析に終始する嫌いがあるのにたいし、本論文は、むしろ、保守主義を理解するための独自の認識枠組を提示している。すなわち、法理念、政治思想、宗教観、経済理論、外交論という多岐にわたる問題領域を、消極的自由、法の支配、分権制、伝統慣習の尊重、権威の否定といった要素に着目し、一貫した思想的態度として解明しようとしている点が、本論文の最も重要な学問的貢献である。

このことと関連して、本論文による認識枠組は、たんに法・社会思想史の叙述にとどまらず、実践的な問題系への示唆に富むものと評価することができる。具体的には、本論文による保守主義の分析を通じて、現在のアメリカ政治における共和党政権下での政策パッケージが、複合的な支持母体の最大公約数なのではなく、むしろ思想的に一貫しており、それゆえにこそアメリカ国民の相当数の支持を得ている、という事態を、よりよく理解することができる。ことに、現下の D.トランプ政権によるイスラエル中東政策が、アメリカ保守主義の正義観と宗教観を色濃く反映していることについてなど、本論文の思想分析を通じて会得しうる社会事象は、数多く認められる。

### 2-2 本論文の限界と将来の課題

ここに見たとおり、本学位論文には、積極的な学術的意義が認められるものの、残された課題も少なくない。

まず、とりわけ法思想史研究という観点から、考察方法の限界について取り上げなければならない。上に触れたとおり、本論文の特徴は、現代アメリカ社会において強い影響力を有する保守主義という思想潮流について、候補者独自の観点から、思想史的系譜を跡づ

けたことに、存している。他方、こうした包括的な認識枠組を提示することと引き換えに、保守主義の個々の思想について掘り下げた分析を行うことは、犠牲にされている。具体的には、E.クック、B.マンデビル、D.ヒューム、E.バーク、J.アダムズ、A.ハミルトン、A.マハン、N.スパイクマン、R.カーク、F.v.ハイエク、A.ブルームなど、道徳哲学者、憲政家、軍事戦略家、宗教哲学者、経済哲学者など、系譜を異にする多岐にわたる論者が、保守主義のキーワードのもとで、一刀両断に論じられている。それゆえ、個々の思想家の主張内容に含まれる多様な側面が捨象されており、同時に、個々の思想家にかんするモノグラフの先行研究を十分摂取できていない嫌いがある。

このことと関連して、保守主義をかたちづくる自由、財産、宗教、歴史、漸進的变化といった本質的要素について、歴史上の著者たち自身が、はたして、相互に関連した保守主義の要素として認識していたのかどうか、本論文では十分明瞭に示していない。つまり、個々の保守主義思想の内在的解釈から、保守主義の本質的要素が抽出できたということが、十分には示されていないのである。たとえば、法の支配と宗教心の尊重が、どの著者によって内在的に関連した要素として論じられているのか、本論文から明確に読み取することはできない。また、E.バークの法思想から、20世紀アメリカの保守主義が、首尾一貫した思想的発展として生じたものであるのか、という点についても、明晰な分析が加えられているわけではない。

保守主義の内容にかんしても、左派やリベラリズムの側からの批判について、一切の考慮も払われていない。具体的には、本論文のように、アメリカ合衆国憲法が、E.クック、E.バークの思想的影響を強く受けており、J.ロックの社会契約論の影響は限定的なものにとどまると解釈するためには、Th.ジェファーソンの思想史的系譜などを丁寧に跡づける必要があるはずである。それにもかかわらず、本論文では、合衆国憲法をコモン・ローによる法の支配を通じた消極的自由の保障として断定的に捉え、生来的人権と社会契約説の意義を過小評価している嫌いがある。また、現代の保守主義に対するリベラル陣営からの反論についてみても、本論文は一顧だにしない。具体的には、リベラリズムの側からは、保守主義は、宗教的・道徳的な復古的権威主義的価値観を強調するあまり、人間の価値と自由な能力の発展や、女性や有色人種の社会的地位の向上にとって、桎梏となっている、と批判されている。この点で、本論文は、宗教や伝統的権威のもつ限界について、リベラリズムからの批判にたいする反論を示していない。けだし、本論文は、たしかに、保守主義思想の構成要素を思想史的に解析し再構成することには一定の成果を収めているとは言えるものの、保守主義の価値観を共有しない読者からすれば、候補者の主観的心情の吐露でこそ

あれ、理論的客観性をもつ論証としては不十分だ、とみなされる嫌いがある。

各論についても論述が十分でない論点が残されている。ここで触れるべき主な点として、とくに第 6 章で論ずるレーガン政権の経済政策にかんして、財政、税制、金融、外国為替の連関を、必ずしも理論的に十分に掘り下げて検討できているわけではない。たしかに、一方で、財政と税制の連関については、比較的一貫した理論分析が加えられていると評価できる。しかし他方、マネタリストによる貨幣数量説を前提とした外国為替相場の理論分析、および、スミソニアン協定からプラザ合意に至る国際経常収支の赤字にたいする政策的対応については、理論と経済政策の内的相関関係の解明が必ずしも十分とは言えず、レーガン政権の経済政策を総合的に評価するには、さらに検討を深める必要があるものと感じられるところである。

これらの課題は残されているものの、近世道徳哲学から現代アメリカ思想に至る多くの著者を取り上げ、法、経済、宗教、軍事、政治といった多岐にわたる観点から保守主義思想の本質を解明した労作として、先行研究にたいする応答や、想定される批判への反論にたいして十分な論及ができていないとしても、ある程度やむを得ないものと評価せざるを得ない。とりわけ、現代のアメリカ社会と、その影響下にある自由・民主主義の先進社会において、保守陣営からポピュリズムが台頭している状況のなかで、保守主義思想の法思想史的位置を解明し、自由と法の支配の擁護という本質を剔抉する本論文の試みは、法思想史研究という学術的意義に加え、社会実践的意義を高く有するものとも評価することができる。候補者が、本論文の成果をふまえ、理論と実践の両面において研究を深化させることは、今後の課題として一層の発展が期待されるところである。

### 3 結論

以上の理由から、澁谷知之氏による本論文を、博士（法学）の学位を授与するに値するものと認める。